

東京商工会議所税制委員会
委員長 阿部貴明様

東京商工会議所品川支部
会長 武田健三
中小企業・税制特別委員会委員長
国分直人

品川支部 令和7年度税制改正要望

経済活動が本格化する一方、海外の地域紛争等の地政学リスクに加え、エネルギー価格の高騰や慢性的な人材不足等、経営環境の不確実性が高まっており、中小企業・小規模事業者の経営を圧迫しています。

日本全体の企業数の99.7%（※）、雇用の約7割（※）を占める中小企業は雇用創出の源泉であり、財源調達の基盤としても大きな役割を果たしてきたものの、事業継続・雇用維持のために大きな負担を強いられています。大企業に比べ財務基盤の弱い中小企業にとって、各種負担が増加し続ければ、地域経済の根幹を揺るがすことにつながりかねません。このような危機的状況を乗り越える力を持てるような、中小企業の“稼ぐ力”の強化につながる施策を迅速に展開していく必要があります。

一方、これまでの事業内容を大幅に見直し、新たなビジネスモデルへの転換や、ITの利活用等を通じて生産性の向上に取り組む中小・小規模事業者も増えています。こうした新たな取り組みに挑戦する事業者を積極的に支援し、中小企業の活力を引き出す効果的な税制を構築することが重要です。また、景気回復を促すために、大胆な消費喚起策を講じ、国内の実体経済に資金が流れていく仕組みづくりも進める必要があると考えます。

各種政策の財源として法人への課税が度々議論されますが、企業に対する今以上の税負担増はとて容認できません。税収の確保に向けては、安易な増税ではなく、徹底した歳出改善、および持続的な経済成長に伴う税収増を目指すべきと考えます。

また、社会保障制度については現在、時代の変化に合わせた給付と負担のバランス等が課題となっています。安易に事業主負担を引き上げるべきではなく、まずは歳出を抑えるよう策を講ずるべきであると考えます。

品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび下記の通り要望を取りまとめました。税制委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

1. 中小企業の活力を引き出す税制

変化し続ける国際情勢の影響によって多くの企業が事業継続・雇用維持のために大きな負担を強いられています。

厳しい環境下で、経営状況を改善していくため、大胆な事業転換や生産性向上、新事業の創出等により、日本経済の回復と成長を支える中小企業の活力を最大限に引き出すため、以下の点を要望いたします。

(1) 中小企業の活力強化に向けた税制

①新規創業・ベンチャー・業種転換・業態転換を促進・支援する税制

- イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の活用促進、拡充（対象となる所得に知財を組み込んだ製品を追加する、実用新案権を対象に追加する、中小企業向けに簡便な計算方法を導入する等）
- 創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置
- 欠損金の繰越控除期間無期限化
- 一定期間（創業後5～10年等）の継続投資に対する税制優遇
- 創業者を対象に家賃を減免してオフィスを提供した事業者に対する優遇制度（固定資産税の減免措置、法人税・地方税の税額控除等）

②研究開発税制の利用拡大に向けた方策

- 実態に即した分かりやすい周知（届出書類のフォーマット化等）
- 中小企業が利用しやすい優遇税制の実現（繰越控除制度の創設、試験研究に従事する者の要件緩和、減税枠の拡大・該当費目の明確化等）

③中小企業向け賃上げ促進税制の拡充

- 賃金を2.5%増額した場合、基本税額控除を35%として、最大50%まで引き上げ、法人税の税額控除の上限を30%まで引き上げる
- 教育訓練費による上乘せ措置を切り離して別建てとする

④第三号被保険者制度の抜本的な見直し等就労調整となる要因の是正

⑤役員給与の原則損金算入

⑥消費税と印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の解消（印紙税廃止等）

⑦事業所税の廃止

⑧大胆な消費喚起策の実施

- 消費を喚起する大胆な減税の検討・実施（所得税の定率減税、相続税減税、贈与税の基礎控除額を200万円に引き上げる等）

⑨交際費課税の特例措置の定額控除限度額を1,600万円に引き上げ

⑩パートナーシップ構築宣言の登録企業への税制上のインセンティブ付与

⑪中小企業者等の法人税率の軽減措置の延長

(2) 設備投資・IT化を後押しする税制

- ①中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の延長、拡充
 - ②減価償却資産の耐用年数の実態に即した見直し（減価償却期間を任意で決められるようにする、建物・建物付属設備・構築物の減価償却について定率法も選択可能とする等）
 - ③少額減価償却資産の損金算入特例について物価高騰を踏まえた基準の見直し（取得価額 30 万円未満、合計 300 万円までの上限を引き上げ）
 - ④中小企業防災・減災投資促進税制の延長、取得価格要件の緩和
 - ⑤償却資産に係る固定資産税の軽減措置の延長
 - ⑥ソフトウェアの開発費用は随時費用処理可能にする
- ※ソフトウェアは初期投資した上でメンテナンスしながら使うという考え方だけではないため、現在のソフトウェアを資産計上して減価償却するという方法から変更すべきである

2. 事業主の納税事務負担の軽減および行政の徴収事務効率化の実現

給与所得者の所得税や住民税、社会保険料等は、事業主による源泉徴収義務が課されており、かつ2分の1の社会保険料を事業主が負担しています。また、マイナンバーやe-Tax、eLTAxの利用推進等、IT利用による利便性向上を名目に、事業主に対して個人住民税徴収の現年課税化が議論されるなど、さらなる徴収事務負担を増大させる動きは看過できません。一方で、ITの利用は時代の趨勢ではありますが、小規模事業者にとってITに関するリテラシーや装備率は必ずしも高くないことを十分に考慮する必要があります。

つきましては、税の用途を国民全体でチェックする機能を高めるためにも、税と社会保険料の徴収システムの統合や事業主の年末調整義務の廃止等を通じて、事業主の事務負担軽減を図るよう以下の点を要望いたします。

- (1) 各種税制支援策における書類の簡素化・申請の簡便化
- (2) 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限の早期統一
- (3) e-TaxとeLTAxの統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の実現
- (4) 年末調整の廃止（現在の年末調整は複雑化していることに加えて、家族構成や配偶者の所得、副業、福祉支援金の有無等、個人のセンシティブな情報を含んでおり、さらに12月時点では未確定な情報で年末調整を行わなければならないため、事業者の負担は年々増しているため）
- (5) 所得税の確定申告時期の1ヶ月後ろ倒し
- (6) 企業の事務負担が増加する個人住民税の現年課税化への反対
- (7) 電子申告・電子帳簿保存に取り組む小規模事業者へのインセンティブの拡充

(申告期限の延長、「電子申告特別控除」としてすべての税目における税額控除、延滞税の減免等)

- (8) 現在 1 月 31 日とされている償却資産税の申告期限を、法人税等に合わせて決算日から 2 ヶ月以内にする

3. 事業承継税制の拡充・改正（近い将来の相続税廃止を）

多くの中小企業は業績改善のスピードが遅く、大企業との乖離が広がっているにもかかわらず、類似業種比準価額方式を株式評価に採用している中小企業は上場企業に合わせて自社株式が高く評価されています。また、都心部に所在する事業者にとっては、所有する土地などの事業用資産の価格が上昇してしまうと企業の株価評価額が上がってしまい、たとえ業績にほとんど変化がなくとも、相続税負担が非常に重くなってしまうこととなり、事業承継を阻む大きな要因となっています。

そもそも国際的に見ても、重い相続税を課している国は少なく、グローバル経済下の競争に打ち勝つという観点から、少なくとも事業用資産に関する項目については相続税、贈与税全廃の方向で検討すべきであり、下記の点につきまして、事業承継税制の拡充・改正を要望いたします。

- (1) 法人版事業承継税制特例措置の恒久化（特例措置の期限到来後も一般措置において特例措置と同等の内容に拡充）
- (2) 法人版事業承継税制特例措置の要件である「贈与の日まで引き続き 3 年以上会社の役員であること」の要件緩和
- (3) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し（事業承継を計画的に進めるため、経済状況に左右されない、中小企業の実態や経営規模に応じた株式評価方法の確立）
- (4) 株式評価額の安定化を図るため会社保有の土地への評価減
- (5) 純資産価額方式における負債の評価について、合理的に計算された退職給与引当金や賞与引当金を負債に含めること
- (6) 個人資産の評価において、事業資金の担保となっている場合の減額措置
- (7) 事業用に供された個人資産に適用する小規模宅地等の特例に関して、限度面積の拡大、家屋への適用
- (8) 従業員承継等の第三者への事業継続を目的とした M&A を後押しするため、事業を譲り渡す側に対するインセンティブ税制の創設
- (9) 分散した株式の集約促進のための税制措置（集約のための資金について費用計上を認める等）
- (10) 事業譲渡をしやすくするために M&A の事業譲渡におけるのれん代一括償却を可能にする（事業譲渡成立から 3 事業年度内であれば自由に償却できる等）
- (11) 経営資源集約化税制の拡充（仲介手数料、デューデリジェンス費用の損金算入を認める）

4. 中小企業の内部留保を促進する税制の検討(留保金課税の完全撤廃)

中小企業にとって、設備投資・研究開発、財務基盤の強化のために、さらには事実上、資金調達のための唯一の手段である銀行からの借入を行うため、自己資本を手厚くすることは当然である。例えば、コロナ禍で経営危機に陥った事業者が、内部留保があったために倒産防止に繋がったという事例もあることから、危機意識の高い中小企業ほど内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る傾向にあります。日本経済の成長のためには優良な中小企業の育成が必要であり、グローバル経済での競争が激化する現在においては、内部留保に課税する考えは障害であると言わざるを得ません。

そこで、留保金課税の適用除外や完全廃止にとどまらず、「中小企業の会計に関する基本要領」に即した決算書を作成する中小企業に対しては、企業体力強化、資本充実を目的とした内部留保を増大させた部分を税額控除するなど、むしろ内部留保を促進する税制の導入を希望します。

5. カーボンニュートラルへの対応

CO₂削減については、政府主導で極めて高い目標が示されています。原材料価格や物価の高騰が続いている中で、電気代や燃料代等のさらなる価格上昇、あるいは脱化石燃料を通して業態転換を迫る動きが加速した場合、体力の弱い中小企業へのしわ寄せが懸念されます。環境規制を強化している欧米諸国を中心に国際的な要求としてやむをえない動きならば、業界、個別企業への補償や手当の準備を進めていく必要があります。カーボンニュートラルの取り組みを新たに始める中小企業・小規模事業者が増えるよう、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充、グリーンエネルギーの導入に関する優遇措置等、企業のモチベーションアップにつながる税制支援を要望します。

以上